

請求時の注意事項

◆請求できる方

- ・本人または同一世帯の方

◆必要なもの（同封して送付するもの）下記の①～④を同封してください。

①転出証明書 郵便請求書

②請求者の本人確認ができる身分証明書のコピー

マイナンバーカードや運転免許証、パスポート（旅券）、健康保険証、在留カード等のコピーを1通。

身分証明書は氏名、生年月日、旧住所（八女市）が記載されている面のコピーをお願いします。

※マイナンバーカードの場合は、表面（顔写真が付いている面）のみコピーしてください。

※健康保険証については被保険者等記号・記号番号が見えないようにマスキングしてください。

※個人番号の通知カードは本人確認書類にはなりませんのでご注意ください。

③返信用の封筒

新住所及び氏名（申請者）を明記し、84円切手（速達の場合は+290円）を必ず貼ってください。

また、転出証明書にはマイナンバー等の重要な個人情報が記載されているため簡易書留（+320円）又は特定記録郵便（+160円）をお勧めいたします。

※あて先には新住所をご記入ください。（原則、新住所以外のあて先には送付できません。）

④保険証や医療証等

八女市役所が発行している各種保険証や医療証等があれば同封してください。

◆マイナンバーカードを用いた転出について ※通知カードでは手続きできません。

転出する方が有効なマイナンバーカードを持っている場合は、転出証明書を添付せずに転入届の手続きをすることができます。転出の処理が終わりましたらお電話いたしますので、その後にマイナンバーカードを持って転入先の市区町村で転入届をしてください。なお、転出証明書の郵便請求でマイナンバーカードを同封する必要はございません。

※マイナンバーカードを用いた転出を希望する場合は、「**転出証明書 郵便請求書**」の右上にある「**マイナンバーカードを用いた転出を希望する：□**」に**チェック☑**してください。

◆次の場合は、「マイナンバーカードを用いた転出」ができません。

- ・マイナンバーカードの有効期限が切れている場合
- ・マイナンバーカードを紛失している場合
- ・請求書の異動年月日から14日以上経過している場合

上記に当てはまる場合は転出証明書を発行いたします。

◆郵便物の配達について

郵便局に転居届をしていない場合は、郵便物が新住所に届かないことがあります。必ず事前に手続きをお願いします。詳しくはお近くの郵便局にお問い合わせください。

郵便事故につきましては責任を負いかねますのでご了承ください。

◆補足説明

- ・ 転出の処理が終わりましたら、新住所あてに転出証明書（マイナンバーカードを用いた転出の方は発行しません。）、転出後の手続きを記載しているチラシ等を送付します。転入届は新住所に転入した日から14日以内に行ってください。（マイナンバーカードを用いた転入届は転入した日から14日以内かつ転出届の異動年月日から30日以内に必ずお届けください。）

期間を経過した場合、マイナンバーカードが失効する恐れがあります。

- ・ マイナンバーカードを申請中の方が転出した場合、申請中のカードは申請取り止めになりますので新住所地で再度申請をお願いします。
- ・ 郵送で転出の届出をした際は、届出人（旧住所）あてに転出の届出があったことの通知を送付します。

ご不明な点がございましたら、八女市役所市民課窓口サービス係までお問い合わせください。

八女市役所市民課窓口サービス係

〒834-8585

住 所：八女市本町647番地

電話番号：0943-23-1114（直通）